

令和8年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和8年6月10日（水曜日）

10時00分開議

12時51分閉会

出席議員（10名）

1 番 議 員	竹 本 文 直	2 番 議 員	大 石 邦 廣
3 番 〃	藤 崎 源 彦	4 番 〃	古 田 智 子
5 番 〃	大 野 弘	6 番 〃	岡 田 良 成
7 番 〃	野 村 安 夫	8 番 〃	片 岡 智 準
9 番 〃	藤 原 大	10番 〃	若 藤 敏 久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	片 岡 信 博	副 町 長	下久保 幹 夫
教 育 長	和 田 礼 史	総 務 課 長	吉 川 毅
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	奥 田 誠
町 民 課 長	片 岡 永 吾	医療保険課長	福 原 和 美
健康福祉課長	川 村 強	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	大 石 浩 平	教 育 次 長	井 上 健 一
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	西 森 秀 成

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鎌 倉 和 幸	書 記	田 村 沙 織
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第3回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の順序は、既に通告順で配付しているとおりであります。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第5号、議席番号2番、大石邦廣君の質問を許可します。大石邦廣君。

○2番 通告第5号、議席番号2番、大石邦廣。議長の許可を頂き、質問させていただきます。

まず、3点ほどお聞きしたいことがあるんですけども、1番目に、5月6日に磐越自動車道で部活動の遠征移動中の高校生が乗るマイクロバスが悲惨な事故を起こし、多くの死傷者が出たことはご承知のとおりでございますが、事故に遭われ、亡くなった方の男子高校生のご冥福をお祈りするとともに、けがをされた方々の回復を願うばかりですが、そこで、本町における校外授業、部活動を含め、校外時の校外活動での移動の実態は把握されているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。和田教育長。

○和田教育長 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。大石議員の質問にお答えいたします。

小中学校での部活動などの校外活動での移動手段としては、安全が担保された指定管理事業者である株式会社仁淀川マネジメントサービスに委託しております。業者選定に当たっては、運転手の資格・経歴、安全教育の実施状況、車両の整備状況や保険加入など、安全管理が十分であることを条件として依頼をしております。

運行管理及び車両整備についてですが、運行前には運転手による点呼と車両点検を義務づけております。また、法定点検に加え、定期的な自主点検を実施し、安全確保に努めております。運行計画については、学校と業者が事前に共有し、必要に応じて連絡が取れる体制を整えております。

最後に、事故やトラブルへの対応についてですが、万が一の事案が発生した場合、速やかに報告を受け、原因の検証と再発防止策を関係者で協議する体制としております。今回

の磐越の痛ましい事故につきまして、教育委員会としても真摯に受け止めておりまして、学校関係並びに株式会社仁淀川マネジメントサービスのほうに連絡をして、再度点検を行ってもらったというところでございます。

これまで重大な事故は現在発生しておりませんが、軽微な事案等も含めて情報共有を徹底的に行い、改善につなげていきたいと考えております。今後も学校、委託業者、関係機関が連携し、児童生徒の安全確保に万全を期してまいりたいと強く思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 大石君、再質問はありますか。大石邦廣君。

○2番 先ほど実態は把握されておられますかということをお聞きしたんですけども、私のほうで聞く父兄、全ての方に聞いたわけではないですけども、一部の方になりますが、ソフトボールなどは単独校ではなかなかチームができないと。尾川含めて、池川、仁淀の合同チームになっていますけども、仁淀から池川への移動、これについては、今、父兄が担っているということをお聞いたんですけども、そういうところは把握されているのでしょうか。

保護者同士が、今日私がつんでいくきねって、次は頼むねとかという、そういう関係で、もしそういうところで万が一の最悪の事故が起きた場合、保護者同士の人間関係も悪くなったりとか、そういうことも起こってくると思いますが、そういう町内、仁淀から池川、池川から仁淀とかという移動についてもマネジメントさんをお願いしてやられているのでしょうか。ちょっとそこら辺りを、短い距離の移動についても、そういう安全、万全な安全を期した移動方法で移動されているのかをお聞きします。

○議長 執行部の答弁を求めます。井上教育次長。

○井上教育次長 大石議員の再質問にお答えさせていただきます。

大変申し訳ございません。短い距離の移動につきましては、全てについてはちょっと私のほうで把握をしておりませんでした。今後、その辺りの実情をしっかりと把握した上で、学校、保護者の方のご意見もお聞きしながら、教育委員会で対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 再々質問ありますか。大石邦廣君。

○2番 よく子供たちは仁淀川町の宝とか、地域の宝とかって言葉をよく聞くんですが、言葉だけでなく、しっかりと実態の検証を行っていただき、何より子供たちが安全・安

心の確保ができる環境で部活など精進できるよう、環境整備のほうをお願いして、この件につきまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 執行部、一言答弁。和田教育長。

○和田教育長 ありがとうございます。部活動の地域移行の件もありますので、保護者会とも慎重に話もさせていただきまして、今後、実態もしっかり把握をして、子供たちの安全に努めたいと、教育委員会として努めたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で1問目を終了いたします。

2問目に移ります。大石邦廣君。

○2番 2問目は、3月、さきの定例の議会でもお尋ねしたんですけども、渇水期の水道の断水状態が2か月以上も続くという地区があるんですが、この対応を3月の定例議会でお尋ねしたんですけども、その後、執行部のほうでは、渇水期の長期断水地区の解消について、この件をどういうふうに捉えて、改善策であるとか対応策を考えていただいたのか、これをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 大石議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、渇水期の飲料水及び生活用水の確保について、3月議会で大石議員、野村議員への答弁と内容が重なる部分がございますが、お許しいただき、お答えさせていただきます。

渇水における生活用水が確保できない状況となった場合、住まわれている方が大人数の地区におきましては、1回で800リットルを運ぶことが可能な給水タンクを派遣して、飲料水や生活用水を供給するようにいたしております。また、住まわれている方が少ない地区におきましては、災害時用のウオーターバッグやペットボトルの飲料水を各世帯に配布することで対応させていただいております。

なお、先ほどのご質問の2か月以上渇水が続いた場合の解消方法についてですが、渇水状態とは、雨量がない、もしくは少ない状態で、水が枯渇している状態ですので、従来まで利用されていた水源での根本的な渇水解消は難しいかと思われます。そのため、既存の水道とは別に水量を確保できそうな水源がほかに存在しないかをお探しいただき、水源が見つかったら、水利権等の確認をしていただいた上で、新たな給水施設の整備を検討していただくようにと思っております。

なお、施設整備におきましては、家庭用給水施設整備事業費補助金や飲料水供給施設整備費の活用をご検討いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 再質問はありますか。大石邦廣君。

○2番 町長、ありがとうございます。でも、よく考えていただきたいんですが、冬場の渇水期に、その地区はよく冬場が起こるんですけども、ライフラインの中で最も重要な飲料水、生活用水が枯渇している中で、実際の生活を想像できますか。ボイラー、それから台所の給湯器、水圧がなくて使えないんですよ。水仕事も全部、冷たい厳寒の中、厳冬期の中、寒い中、全部水ですよ。お風呂に至っては、2か月以上自分のところのお風呂に入れない。

そういう状況の中で、その地区がすごいいいところ、環境がいいところで、移住の希望者が今ちょっとおるんですけども、そういう中で、そういう厳寒期に水が2か月以上もないと。そういうところに、給湯器も使えない、ボイラーも使えない、お風呂も入れない、そんな中で、移住やUターン、Iターン、希望者がいても、そんな地区に帰ってこれますか。移住しますか。執行部の皆さんやったらどうします。町長ならそこへ移住しようと思いますか。これはもう待ったなしでしょう。

給水タンク、給水車を置くっておっしゃいましたけども、自宅から給水車まで重いポリタンクを持って後期高齢者の方が水を抱えて移動する。これ想像できますか。もうちょっと町長のおっしゃる、町民に寄り添ったって、こういうことじゃないんですかね。一刻も早く解消してあげるのは。

どうも人ごとのように考えているようにしか思えないんですけども、給水車を置いたからいい、水を持っていったからいい、それは飲み水、お米は炊けますよ。でも、寒い中、水仕事全て冷たい水で行う、そんな生活が2か月以上も続くのを我慢できますか。そういうところへ、町長、執行部の皆さん、移住しますか。お聞かせください。そういうところへ住んでみたいと思うか。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 ある地区も、私、都地区というふうなことを聞いております。非常に大変な年を越されたというふうなことも聞いておりまして、そこに本当に移住者が来るかというふうなことは、やはりそこまでして移住者が来るかという、私も移住者の立場からなると、水がなければ、まず移住は、その地区には来られないと思います。いくら伝統や文化が継

承されている地区であってもというふうなことで思っておりますし、そういうことは私も十分認識しております。

また、町では昨年度から農林課のほうで水源涵養の調査を行っております。すぐというふうなわけではないんですが、例えば水が少ない地区を優先的に伐採等の意向調査を行って、山の施業地域として指定して、間伐をしていこうというふうなことで今動いております。

以上でございます。

○議長 再々質問ありますか。大石邦廣君。

○2番 大体町長のほうのお答えも承りましたが、基本的に2か月以上も水が使えないという状態の中で生活を強いられる住民は、極端な言い方をすれば、日本国憲法第25条、生存権、健康で文化的な最低限の生活を営む権利、これに抵触する事案やと思います。

今年も6か月過ぎて、また四、五か月したら渇水期で、水が出ないという状況も想像できますが、とにかくスピード感を持って水不足の対処に当たっていただきたい。これをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 片岡町長、一言答弁お願いいたします。

○町長 都地区、私も正式に、正確な金額ではないんですが、水源地調査をしたというふうなことで、そこで5,000万円程度の水道施設を造る場合にかかるというふうなことは聞いております。費用対効果というふうなことにもなりますが、やはり何とか、今、1世帯の方が生活しておりますので、その水は町としても確保していきたい。それが5,000万で水を引いて、その地区が本当に移住者が来るかどうかというのは計り知れないことがありますので、問題意識としては持っておりますが、そこまで5,000万円かけて事業をするかというのは、町全体の予算の中で限りある予算を有効的に利用したいと思いますので、その辺りはお踏まえいただければと思っております。

以上でございます。

○議長 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大石邦廣君。

○2番 おっしゃるように、相当のコストがかかるというのを理解しております。2世帯

3人の地区ですので、投資対効果とって言われればそれまでなんですけども、でも、給水タンクを置いたからいいというレベルじゃなくて、元のタンクに給水してくださいよ。元のタンクに水を入れてくださいよ。そしたらお風呂も入れます。ただし、3日に1回とかというお風呂の制限はかかるでしょうけども、元のタンクに水を満杯にしてくれたら、何日間かはしのげます。それを給水車でタンクのほうに入れていただいたら、ボイラーも使えます。湯沸器も使えます。何で給水車を置いたからいいというレベルで放置するんですか。そこを考えていただきたいです。すみません、ちょっと4回目のお話になりますけど、申し訳ないですが、そこまでお考えいただいたら、当面はしのげます。よろしくお願いいたします。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 物理的に可能であれば給水車を持って行って、そのタンクに水をためるというふうなことは可能だと思いますので、そこは担当課のほうに指示して、検討するように指示をさせていただきます。

○議長 以上で2問目を終了いたします。

3問目に移ります。大石邦廣君。

○2番 最後の質問となりますが、よろしくお願いします。大崎集会所でNPO法人フレイルサポート仁淀川さんがフレイル予防について非常によい活動をされておりますが、その活動内容ですね、私も勉強不足で、あそこは会員さん以外やと入れんという基本概念とかがあったんで、もうちょっと、そんなの見学来ても構わんよという、開放されているところだったら、見学に行けばよかったんですけども、今のところそういうことも言われてないんで、ちょっと活動内容についてちょっとお聞きしたいと思います。ちょっと数が多いんですけども、5点ほどございます。

1つ目が、NPO法人フレイルサポート仁淀川さんは、民間法人として、収益事業を行っているのか。収益事業を行っていないなら、ポロシャツなど無料配布なども含め、町民の税金で活動全てを賄っていることになるが、その認識でよろしいでしょうか。

2点目、その税金は業務委託費なのか、補助金なのか、行政としてその税金の使い方について適切に使われているかどうかの確認はできているのか。

3つ目、高齢者の方とはかく栄養が偏ったり孤食になりがちですので、みんなで食べる共食については、すごい大事なことで思っております。共食は、これは皆さんに無料で提供されているのでしょうか。

4 項目め、共食の食材費や、毎回結構な量を調理されていると思いますが、調理なさる方は報酬が出ているのか、ボランティアなのかをお聞きます。

5 点目、利用者の方々の健康に役立てる共食ですが、食品衛生法に従って、安全な食の提供は担保されているのか。平たく言えば、そこで営業許可を取っているのか。そこで調理してもいいよという食品衛生法上の許可は申請し、それを得た上で調理を行い、食事として提供しているのか。

この、ちょっと数が多いんですけど、5 点ほどお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 大石議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点、収益は行っているか、それは、ポロシャツの販売はしておりますが、原価で販売しております、収益事業は行っておりません。仮に収益が生じた場合も、利益が残らないようにするはずでございます。

続いて、国からお金はどういうふうなことかということは、町のほうから介護保険の生活支援コーディネーターというふうな位置づけで企画と運営を行っております。生活支援コーディネーターというのは、ご存じかと思いますが、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるよう、地域の様々な活動やサービスをつなぐ調整役のことでございます。

3 点目、共食は無料か、これは共食は無料ではございません。1 食当たり 600 円で、食材費等をそのままその金額に反映するというふうな仕事をされております。

続いて、調理場の方はボランティアか。これ調理場も、ボランティアポイントというふうな位置づけで、町のほうからポイント制で調理をされている方についてはポイントを付与しております。やはり何かに役に立っているというふうなことで、本人のためにもなっておりますし、また、住民さんのためにというふうなことで、フレイルサポーターがフレイルチェックに行ったときと同様、ポイントをお渡ししております。

続いて、食品衛生法に基づいておるかということは、皆さん住民同士で共食ということで、食品衛生法の許可は団体としては取っておりません。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。大石邦廣君。

○2 番 残念、利用者の方の食の安全が確保できてないという状況と認識します。食品衛

生法では、有料であればなおさらなんですけども、無料の場合でも、ある程度の定期的に食事を提供するという施設においては、衛生責任者を置き、その調理する場所については、保健所の許可を取らなきゃならないということになってますので、実際、町の管理する公共施設で、要は法を遵守できてない行為が行われているということは、これは施設を管理する行政も、町も、それから委託業務で委託している町も、ちょっと考えていただかなければならない事案だと思うんですけども、大崎の交流センターに移転するとかという話もあったんですけども、昨日のお話ではなくなったと解釈しているんですけども、どこでやっても、飲食業になります。特に有料で食事を提供しているのであれば、さらに飲食業ということになりますので、保健所の許可というのは必須条件になると思うんですけども、これについてはそのまま看過するわけにはいかないと思うんですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 共食、お昼を皆さんで食べ合って、会話とか集いの場というような位置づけで、共にこれぐらいの栄養が必要というふうなことで学び合っている場でございまして、先ほども言いましたが、600円の食事代を取る、食材費も600円かかっておりますので、その団体が共食を作ることによって食品衛生法に抵触するかどうかというふうなことでお話を頂きましたので、もし抵触するようであれば、監督官庁である高知県のほうから何らかのお話があると思いますので、また高知県とご相談をさせていただいて、違法な、こういった法に触れるようであれば、改善していくというふうなことをさせていただきます。

以上でございます。

○議長 再々質問ありますか。大石邦廣君。

○2番 県に聞く必要はなくて、佐川の保健所で十分やと思うんで、聞いてみてください。よろしくお願いします。

それと、続きまして、町長が再三言葉にされていますように、フレイル予防先進地として認知され、法人化もされ、活動も広がってきているNPO法人フレイルサポート仁淀川ですが、集会場など公共施設へ、今、私も現地を見てないんですけども、聞いた話によると、公共施設内へ簡単には移動できないような器具、固定した備品などを特定の民間NPO法人が置き、その他の団体などの使用時や災害時の避難所として制限がかかると思われるんですが、本来、町が管理する公共施設内において、こういう観点からも適切な管理から逸脱するようなことと思うんですけども、駐車場も足りなくて、保育園や周辺に迷惑か

けるような施設でなく、他の遊休施設を紹介するなどして、フレイル予防活動を町内全域に広げて、町民の健康増進、高齢者の社会貢献活動につなげていくよう、していただきたいと思います。

先日の同僚議員の質問の中で、町長としても言わなければならないことを、言うべきことは言う、町長として大変もったもな答弁をされたと記憶しているんですけども、このとき、先日、町交流センターに移転をしないというようなことを私ちょっと解釈しているんですけど、このまま周囲に保育園や周辺に迷惑かけるような施設でなく、ほかの、先ほども言いましたけども、遊休施設を紹介するなどして、フレイル活動を全体に広げていくように、今、町長に言うことは言うということに、有言実行していただくことをお願いしたいと思うんですけども、これが3回目になりますので、終わりにになりますが、言うことは言うということを有言実行していただき、私の質問を終わりたいと思います。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 3月議会で終了後、直ちにNPOフレイルサポート仁淀川のほうにほかの施設のほうでというふうなことでご提案を私のほうがお話をさせていただきました。そしたら、先ほどの1点、大石議員のほうで、固定器具はございませんので、仮に地域集会所が避難所になった場合は、器具のほう、新聞報道は固定器具というふうな書き方をしてたんですが、固定器具はないというふうなことで、再度私のほうから改めてお話をさせていただきました。

言うことは言うということで、もちろんさせていただきますが、何せこれから先方のほうもやはり交流センターではやるのが難しいというふうなことで、例えば準備体操や整理体操は地べたにやるようなことになります。そのときはビニールシートを今回も敷いたりして対応もしたんですが、あと、一番の問題は共食で、そこで大勢の方が一緒に食べる必要がそこありますので、また、そのスペースの確保等を考えたら、作ることもそうなんですが、難しいというふうなことで結論に至っております。

なお、大崎地域集会所でできないわけではない、できるような形にどうやったら、形でしたらいいかなというので、5月から二、三か月に1回、大崎の保育所とNPOフレイルサポート仁淀川と、あと町が入って、あと地区の区長さんも入っていただいて、どういうふうなことでご迷惑をかけているか、ご迷惑をかけているのであれば、そのことを直していこうというふうなことで会を開きまして、私が聞いているところ、保育所さんとNPOさんはうまく協議ができているというふうなことで聞いております。

よって、大崎地域集会所でハツラツツの活動、町からの委託事業でございますので、町も、町の委託でございますので、ご協力しながら、継続的に地域の住民さんの健康づくりや介護予防、フレイル予防に積極的に町は関わっていきたいと思っております。

答弁は以上でございます。

○議長 以上で大石邦廣君の質問を終了いたします。

続きまして、通告第6号、議席番号3番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○3番 通告第6号、議席番号3番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

小学校、中学校の再編について、昨日の全員協議会でも議題となりましたが、町長は小中一貫校にすると、考えを前回の議会でも述べられ、昨日も述べられておりましたが、これまで議会では、小中一貫校とする案と、小学校2校、中学校1校とする案と、この2案で議論を重ねてきました。最近で言いますと、3月の定例議会で古田議員が小中一貫校について質問されております。そこで、以下について質問、答弁を求めます。

1問目は、小中一貫校とした場合、メリットとデメリットがあります。町は令和4年度からアンケートをはじめとして、資料作りも含めて行っております。教育委員会が作成した地区説明会、懇談会の資料にもメリット、デメリットが示されていまして。この中で、特にこの点に注目すべきだということについてお聞きしたいと思います。

2問目は、古味前町長が小中一貫校とする方針で進めてまいりまして、地区懇談会等で住民への説明を、意見交換を行ってきました。教育委員会がこれまでに実施してきた地元説明、懇談会では、町民から様々な意見が寄せられました。特に池川、仁淀については、今、小学校、中学校ありますので、学校がなくなると地域が寂れると、そういう意見が多数出ていました。

私自身にとりましても、2年前ぐらいまでは、2案のうちのどちらに選択すべきか、かなり悩んでいました。しかし、ある会場で、保護者の方の発言ですけれども、私たち保護者の集まりでは、学校がなくなると地域が寂れると、こういった話が出ていまして、十分に話し合い、これを含めて、いろんな考えを集計した結果、小中一貫校が望ましいと答える親が多かったということでした。私はこの話を直接聞いて、正直、心が決まりました。

令和6年度には、当時教育次長であった片岡町長、その後、吉川総務課長が教育次長で、この説明会でも説明されたのをはっきりと記憶しております。そのときに、質疑応答では教育次長が答えられていましたけれども、町民からの意見に答えられていましたが、この経

験を経てきた町長が町民の声をどのように受け止めているのでしょうか。

やっぱり私は4地区で行われた説明会には全て出席して、いろいろ話を聞きました。その根本は、やっぱり住民から直接声を聞く。住民の声を直接聞くということの大事さを一番重視したからであります。

3問目は、小中一貫校とした場合、これを生かしてできることは何と考えているか。特に学力向上のために必要なことを考えておられるかどうか。例えば小中学校の先生同士が連携をして、英語教育を小学校の段階から早く取り入れるとか、また、進学指導を強化して、児童生徒の学習に対する意欲を高めるとか、そういった特徴を示していただければと思います。

4問目は、児童生徒には本町の歴史・文化・産業について教え、郷土愛を育む教育が重要であります。町民と、それから学校とのつながりを強くするということは、地域の活性化にもつながるだろうというふうに考えます。町長、教育長はこれについてどう考えるか。学校があるなしが地域住民にどれだけの影響を及ぼすかということも、それぞれの考えがあらうかと思いますが、この質問についてご答弁をお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。和田教育長。

○和田教育長 藤崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の小中一貫校とした場合のメリットとデメリットがある、特に重視すべきだと考えることは何かについてですが、小中一貫校は小学校6年間と中学校3年間で1つの学校、あるいは1つの教育課程としてつなぐ学校形態です。メリットとしては、中1ギャップの解消、異学年交流の活性化、教員間の連携強化などがありますが、特に重視すべきメリットとして私が経験して感じているところは、小中学校9年間を見据えた効率的なカリキュラムにより、児童生徒が系統的・継続的な学習ができ、学力の向上や定着が図られることが挙げられます。

小中学校両方の教員免許を所有している教員による教科担任制や、中学校教員免許を持つ教員が専門的な知識や技能を生かし、小学校の専科教員として指導することができるため、児童生徒の学習や生活の状況を教員間で情報共有が深まり、9年間を通して児童生徒を見守り、支援することが継続的にできるようになります。

また、地域にとって教育拠点として機能することが挙げられます。コミュニティスクール化や地域の連携が進みやすく、全ての町民の方々が子供たちの成長を見守り、応援してくださる環境となることが期待されます。

デメリットとしましては、小学校教員と中学校教員の教員文化の統合が難しいことや、PTA、地域協議会、部活動などの仕組みを再構築する必要があるということです。特に児童生徒に関わっては、9年間ほとんど同じメンバーで過ごすケースが多いため、よくも悪くも人間関係が固定化されがちである点が挙げられます。

教育委員会としましては、小中一貫校の開校に向けて、先進的な取組を行っている学校から学び、児童生徒や保護者の方々の不安を解消できるように今後取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 2点目の当時職員であった、私ですね、私は町民の声をどのように受け取ったかについてでございます。私自身、人口減少が進み、児童生徒数が減少していく中では、次長就任時には、小中一貫校か、現状どおりの4校を残すか、自分自身、どちらがベストでは分かりませんでした。一方、小中一貫校にするのであれば、地域振興策とセットで行う必要であると考えておりました。

また、当時は池川小学校は約70名、別府小学校は約40名の児童がおり、学校は地域コミュニティの核としての役割を果たしており、地区懇談会で町民の声と同様、自分の小さいときの記憶を思いながら、小学校はできるだけ地域に残していくことも大切ではないかというふうな思いも次第に傾いていきました。こうしたことから、私は地区説明会に臨む際に、小中一貫校そのものを否定する考えはなく、住民の総意で決めるものであるというふうなことで皆様の声をお聞きしておりました。

しかし、当時の私は教育次長という立場でございました。与えられた職責として、前町長の方針に基づき、説明や意見交換を行ってきたところでございます。現在は町長として、当時とは全く異なる立場から、改めて児童生徒数の推移や教育環境、将来の町づくりを総合的に考え、小中一貫校が必要であると判断しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 答弁漏れはありませんか。和田教育長。

○和田教育長 3点目の小中一貫校とした場合、学力向上のために必要なことは何か、例えば英語教育の早期取り入れや進学指導などについてですが、義務教育9年間を見通した系統的な教育課程の編成と指導の充実が重要であると私は考えています。

具体的には、小学校から中学校への進学時に生じやすい学習内容や学習方法の変化によ

るつまずきを減らし、児童生徒一人一人の学びを継続的に全教職員で支援することが必要であります。また、小中学校の教職員が学力の課題や指導方法について共通認識を持ち、授業改善に取り組むことにより、学習内容の定着と学習意欲の向上につながるものと考えております。

さらに、9年間を通じて基礎学力の確実な定着を図るとともに、自ら考え、判断し、表現する力を育成することが重要であり、そのための教育環境の整備や教職員の連携強化が学力向上の鍵であると考えております。

全国的には小中一貫校を柔軟な教育課程の編成が可能となる義務教育学校の設立が多くなってきております。通常の小中学校では、学びを保障するために、各学年1年間の学ぶ内容、時間数が学習指導要領で定められています。しかし、義務教育学校では9年間で1つの学びの場と考えるため、児童生徒の実態や理解程度、また9年間の系統性を考え、指導する時期や指導時数を柔軟に考えることが可能となる特例が認められています。そのため、早期の学年から英語教育や進学指導を系統的に学習することがより可能となります。また、児童生徒の実態や、地域の願いや保護者の願い、教職員の願いに寄り添うカリキュラムの実現がより可能となってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

4点目の児童生徒には、本町の歴史・文化・産業について教え、郷土愛を育む教育が重要である、これについてどう考えるかについてですが、仁淀川町においても、英語教育も重要であると考えますが、私はこの大自然や歴史・文化・産業について学ぶ郷土学習も児童生徒に郷土愛を育むために重要であると考えています。

他市町村の義務教育学校では、地域学習やキャリア教育を核として、学んだ成果を英語で表現する、発信することに力を入れ、特色ある教育を展開している学校もあります。また、総合的な学習の時間の時間数を柔軟に工夫し、地域の芸能や自然などを学ぶ地域学を特色ある取組として行っている学校もあります。

小中一貫校を義務教育学校とすることにつきましては、学校再編準備委員会で検討することと、地域の方々や保護者の方々のご意見、先ほどからもお話が出ておりますが、地域の方々の声をぜひ聞かせていただき、私も聞きに行きたいというふうに強く思っております。それを踏まえた上で、今後検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 4点目のご質問です。

私も児童生徒がふるさとへの誇りや愛着を持つことは、将来どこに住んでも、仁淀川町を応援し、支えてくれる人材を育てる上で大変重要であると考えております。そのため、本町の豊かな自然環境はもとより、先人たちが築いてきた歴史や文化、林業をはじめとする地域産業について学ぶ機会を充実させ、地域の魅力や価値を実感できる教育を進めていくことが大切であると考えております。

また、地域の方々との交流や体験活動を通じて、地域に暮らす人々の思いや知恵に触れることは、郷土愛を育む上で大きな意義があるものと考えております。

今後におきましても、学校・家庭・地域が連携しながら、ふるさと仁淀川町への誇りと愛着を持つ子供たちの育成に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長 再質問はありますか。藤崎源彦君。

○3番 それでは、再質問をさせていただきます。先ほど説明ありましたように、地元の歴史を学ぶ。私は、現在もそうなんですけども、金子直吉をたたえる会という会を立ち上げました。一般の人に金子直吉知ってるって聞いても、知らない人が多いです。岩崎弥太郎は知ってるけど、金子直吉は知らないというのが本当に多いのがこれ現状です。

しかし、岩崎弥太郎さんと金子直吉さんはたしか19歳か20歳かぐらいの年の差があって、金子直吉さんのほうが年下なんですけど、それを立ち上げた元は、やはり地元のそういう著名な方を掘り起こして、これをほかにアピールする。まあ言うたら、交流人口の増加を狙ったわけです。外部に関心を持ってもらって、本町のことを知ってもらいたい。それが原点です。

そして、金子直吉をたたえる会の、生誕150年ということで記念イベントをしました。そのときに約200人の方が来てくれました、その会に。町外から大変たくさん来てくれました。それだけ知っている人には注目されている人物です。

ですから、私、仁淀中学校に、2回呼ばれたかな、呼ばれて、授業をしてくれということで、中学校の授業に行きました。先生をしました。そのとき教えたのが金子直吉翁の生涯、これがどういったものであったかということを授業をしました。子供たちはその話を基に資料を作成して、発表会で発表してくれました。金子直吉翁について。

こういった形で、地元にある人物とかいうものを掘り起こして、教育の場でそれを広めていくということは非常に重要なことで、この町に愛着を持ってもらう、子供たちがこの

町を好きになってもらう、そういうことを願っています。

これは答弁はいいんですけども、答えてほしいのは、特に教育長に聞きたいんですけども、仁淀地区のほうの長者小学校と別府小学校は1つになりました。それで、僕が一番説明聞いて心配していたのは、複式学級が非常に多い。それと、生徒の数が少なくなると、先生の数も減ってくる。そうすると、学校の運営するほうの人数も減ってくると。そして、複式学級では、特に特別支援が必要な子供さんに対する教育、これが本当に複式学級でできるのか、そういうことを物すごく心配しています。ですから、小中一貫校にして、そういう複式学級を解消するというのも、私の中には非常に重要なポイントがあると考えています。

この今の複式学級についての考え方について、教育長が今までの経験された中から、どういうふうに思われるか、それを質問します。

以上です。

○議長 教育長。

○和田教育長 複式学級、別府小学校は今年から全学年がなりました。私のほうも本当に心配をして、こちらのほうに赴任させていただいた段階で、何とかしなければいけないということで、県の教育委員会の方々に、何とか先生を増やすことができないかということで、課題解決加配という加配制度がありましたので、そちらで1名先生を確保させていただいたということです。

本当に藤崎議員がお話しをしているとおりだというふうに私も強く感じておるところでして、何とか別府小学校の子供たちの力をつけていかなければいけないというふうに考えております。もちろん人事案件、教職員のですね、これについても、しっかりと力のある教員の派遣を求めていきたいというふうに考えておるところです。

特別支援教育のことにつきましては、本町教育委員会も今、話をしているところでして、通常学級においても特別支援の視点で学校経営、学級経営をしていかなければいけない、インクルーシブの視点が大事になってくるというふうに言われています。

そういう観点で、どういうふうに教育委員会としてやっていかなければいけないかということを現在考えておりまして、1つは、教育支援センターの設置、これ本町できておりません。これについて、教育委員会で今後どうしていこうかということで、現在、教育委員会のほうでも業務分担の見直し等も行っており、設置に向けて今後取り組んでいこうというふうに考えております。早急に取り組んでいきたいなと思っています。特別支援の子供た

ちだけではなくて、不登校傾向の子供たちもおりますので、そういう子供たちをぜひ委員会としても救っていきたいと強く思っております。

以上でございます。

○議長 再々質問はありますか。

以上で藤崎源彦君の質問を終了いたします。

これで一般質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の審議を行います。

報告第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第4号の質疑を終結します。

報告第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第5号の質疑を終結します。

報告第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第6号の質疑を終結します。

報告第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 一般会計の補正予算9号ですが、その28ページ、2、地域生活圏形成リーディング事業の国庫支出金、補助金ですか、支出金の分で87万3,000円の減額をされています。それで、これは国庫支出金が、これは結構あるんですが、一般会計のほうも一財も70万ぐらい予算計上11月にされています。

その中で、今回、41ページで、補助金、国庫支出金が87万3,000円の減額ということになっていますが、この理由と、それから、この中、7節報償費が、参加者謝礼、これはどういう謝礼を払っておるのか。これが81万8,000円の減額。それと旅費の、当初96万ぐらい組んじょったと思うんですが、この旅費の扱い、どういう方がどこに行っておるのか。96万っていったら結構な金額で、東京へ行けば大体7万弱ぐらいと思うんですが、それでい

けば十五、六人分の予算。このリーディング事業にこんなに要るのか、その辺をお聞かせください。

○議長 執行部の答弁を求めます。荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

この事業は幾つかの事業がございまして、大きく言いますと、まちづくりを自分事化する、行動する高齢者の育成事業であるとか、住民主体のモビリティ事業、これについては、くるりんということであります。先ほど言いましたことについては、デジタルフレイル測定ということが主になってまいります、それから、モニターツアーを企画しております。これは主に首都圏の高齢者等に来ていただいたということになります。この分については、以後、観光とかに今後つなげていく1つの要素として、このフレイルという部分の活動を体験していただいて、滞在していただくということも、先々の念頭にある取組でございました。

あとそれから、すみません、もう1つ、町内の郵便局等との話合いに基づきまして、今後のコミュニティーハブの在り方というのを検討してまいりました。そういった先々の取組に対しての郵便局さんとの話合いであるとか、それから、このことについては、郵便局のOBの方とかにもご参加いただいた部分での報償費というようなこととなりますし、それから、旅費等については、先ほど申しましたモニターツアーの方々を、首都圏のほうから来ていただいておりますので、そういった部分での旅費ということになります。

以上です。

○議長 答弁漏れはありませんかね。大野弘君。

○5番 それで、87万3,000円の減額について、リーディング事業とあるんで、これの減額されるリーディング事業の減額の要素はどれとどれに対する減額なのか、ちょっと。それと、今言いよった、国のほうから来ていただいた指導者、どういう指導をされたのか、教えていただきたいですが。

○荒木企画振興課長 後のほうでちょっと何とおっしゃいましたか。すみません、もう一度お願いします。

○5番 国から指導に来たということですが、その指導とはどのような指導をされたのか教えてくださいという。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 国からというか、モニターツアーに首都圏から来ていただいたとい

うことでございます。いわゆる仁淀川町でやっていただいているフレイルの事業を体験していただいたということでございます。

それから、減額要素としては、先ほど述べました、当初はいろんな方に参加していただいて、有識者等に謝礼を払うというようなことも想定していたわけですが、その人数、それから回数が少なかったということでございます。

○議長 大野弘君。

○5番 体験に来る人の旅費を払ったということですか。町が。本来は向こうが払って体験に来るのが本当じゃないですか。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 国の事業で認められている要素の1つでございます。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 モニターツアーですので、これが本当に今後、旅行商品になるかどうかというふうなことで、国土交通省のほうに認めていただいて、予算の計上をして、それがちょっと思惑、回数をこなすことが、こなす必要はなかったもので、今回減額をさせていただきました。

あと、国のほうは、本省のほうの担当官や、来ていただいて、非常にこの事業、有効性があるというふうなことで、実際に国の方々が何名か、正確にはちょっと忘れたんですが、ハツラツツのほうを3時間一緒にやっていただいて、今後このようなことも地域課題の解決、高齢者が高齢者同士でお互い学び合うということで、首都圏も、仁淀川町は20年先を進んでおりますが、国のほうはそれを追うような形ですので、住民主体が学んで、それを先進的に都会の方が仁淀川町に来て体験していただくことは観光資源になるというふうなお話も頂戴しております。

以上でございます。

○議長 報告第7号についてほかに質疑はありませんか。古田智子君。

○4番 ありがとうございます。今の国交省のリーディング事業という理解でよろしかったでしょうかね。ありがとうございます。

それで、国交省のリーディング事業なのであれば、国から予算が出る以上、その事業の計画を町側がつくって、どのような事業計画で、計画の内容で、いつ誰が何をどのように行うかという具体的な明文化された計画があってお金が出てくるという理解なんですが、当該計画の中に、高齢者をモニターで首都圏から連れてくるという部分において、その高

齢者をどのような基準で選んだのかですとか、あとは、そのモニターツアーの行程がどのようなものであったかですとか、そこは計画に規定されている、明文化されているものであるという理解でよろしいですか。もし明文化されているのであれば、そのモニターツアーの概要をここで教えていただければ幸いです。

以上です。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 この事業につきましては、11月の臨時議会だったと思いますが、事業をお認めいただいて、実行した事業になっておりまして、先ほどのご質問ですけれども、どういう基準で高齢者の方を、首都圏の方を招いたかということになりますと、すみません。事業の概要は、少しお待ちください。

ちょっと読み上げさせていただきたいんですけれども、仁淀川町は65歳以上の人口が10%強を占めている。フレイルサポーターは高齢者をサービスの利用者からサービス提供者、あるいは助け合える仲間へ意識と行動を変え、自立した大人のまちづくりへと活動を広げております。全国の高齢化率トップの集団の仁淀川町がこの経験を生かして、地域生活圏の形成へと発展させるため、次の取組を行いますということで、以下については、先ほども述べましたが、まちづくりを自分事化し行動する高齢者の育成ということと、それから住民主体のモビリティチャレンジをするということ、それから外貨を稼ぐ滞在型観光の企画・実施・検証を行うということと、仁淀川町内郵便局等と住民・行政が共に描くコミュニティハブの在り方の導入課題の検討を行うということで実施した事業でございます。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 どういうふうな方を選定したかというのは、国のほうの事業計画書にはどういうふうな選定理由というのはございません。フレイル活動そのものは全国展開をしておりますので、全国のフレイルサポーターの展開の中で、今までの関係性があるところにお声がけをして、仁淀川町に来ていただいた次第でございます。

○議長 古田智子君。

○4番 町長、ありがとうございます。そういう方々をお呼びになったということは理解できました。何人いらっしゃって、行程はどういう感じだったのか。こちらに滞在された交通費だけではなく、旅費、つまり宿泊費等も含まれてということなんではないかな。それが1点。

そして、もう2点は、今の事業目的からすると、無理やり首都圏から高齢者を別に呼んで来なくてもいいかなというような、ちょっとまだ書類見たわけではないから分からないんですが、例えばそれ、使い切れないものがあったら返すみたいな選択肢はあるんでしょうかね。どうなんですか。以上2点です。

まとめますと、旅程の過程ですね。何人来て、どういう行程だったのか。そこまでやる必要があったのか。余ったお金は国に戻すという選択肢はなかったのか。以上2点お願いいたします。

以上です。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 モニターツアーにつきましては、2度行っておりまして、1度目が4名、2度目が6名の参加を得ております。

それから、事業は当然、やったこと、やってないことございますので、お金の面につきましては、当然、実績報告を上げ、精算をしております。

先ほどのモニターツアーの首都圏でということですが、やはり将来的にこのフレイルの活動が、体験するということが今後の仁淀川町の産業振興、観光振興の1つになるんじゃないかというもくろみもあって、そういったところの方から来ていただいて、いろんなご意見を頂くという趣旨でもあったと思っております。

○議長 古田君。

○4番 荒木課長、ありがとうございます。何名かということについては理解いたしました。ただし、1点だけおかしいと思う部分があります。それは何かといいますと、観光振興ということを目的とするのであれば、今、国も、あとは各自治体も含めて、観光振興のいわゆるゲストの対象となるのは生産年齢人口ですよ。

なぜならば、観光振興というのは地域にお金を落としていただかないと、それがやはり究極の目的で、観光産業を振興させるということですから、やはり産業を育てるという意味では、外貨を稼ぐというのがもともとの観光振興の一番の目的なわけです。そういう意味で、生産年齢人口が対象となるというのは、もうこれは、言葉を選ばずに言えば、常識と言っても過言ではないです。

その観点の中で、高齢者を、来ていただければそれはそれで、していただくのは喜ばしいことであるものの、観光振興を目的とした対象で高齢者をお招きするというのは、胃薬に対して、要はサロンパスを貼るに等しい。つまり、目的に対する手段が誤っていると言

わざるを得ません。そこはどうお考えでしょうか。

以上です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 もちろん生産人口がターゲットというのは、通常、一般的な観光振興策ですが、今回の国のリーディング事業は、そのターゲット以外にほかの可能性もある。というのは、高齢者、やはりお金を持っている高齢者も多数いらっしゃいます。そういうふうな方にも、本当にここまでわざわざ来て、フレイル活動を体験していただくことによって、それをわざわざお金を払ってまで来ていただくかというふうなことで、もしそれでお金になるようなことであれば事業化というふうなことを、ということ視野に入れて、リーディング事業という位置づけでございます。

もちろんそれだけではなくて、地域生活圏構想の中の位置づけでございますので、例えば439、大豊町から仁淀川町までの439というのは歴史的に神楽とか、そういうふうな伝承というふうなことがこの山伝いに来たというふうなことも1つの文化や歴史というふうなことで、それもPRしていきたいというふうなことで、国のほうから採択を受けて、事業の実施をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○4番 議長、質問の回答を得てないので、何泊でした。

○議長 答弁漏れのようにです。荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 4泊5日でございます。

○4番 何泊という形でどこに泊まったのか、行程の。

○荒木企画振興課長 観光センターであったと記憶しております。

○議長 暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時37分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第7号について、ほかに質疑ありませんか。藤原大君。

○9番 29ページと32ページですが、住宅耐震事業費補助金というのがありますが、これは消防費ですけど、消防の庁舎のことなのか、民家のことなのか、まずそれをお願いします。

○議長 吉川総務課長、答弁。

○吉川総務課長 先ほどの住宅耐震化ですけども、民家でございます。

○議長 藤原大君。

○9番 民家であれば、仁淀川町、耐震工事全然進んでないと思います。補助金取っているのに使われてないということは、申請があんまりないんじゃないかなと思いますが、一般質問でも申しましたが、防災計画、大幅な見直しが必要な時期に来ていると思います。耐震すべき建物とか、震災時の倒壊のおそれがある建物は、移住とかとはまた別で、急いで調査する必要があると思いますので、この補助金ちゃんとしっかり満額使えるような調査をしてもらえたらなと思います。

○議長 吉川総務課長、答弁。

○吉川総務課長 この住宅の耐震、診断であるとか、工事であるとか、あるわけですけども、仁淀川町の場合は、県の補助の採択を受けたものを実施しています。なかなか財政的な問題もありますので、単費でという、単独でというところはなかなかできないという状態です。そのような中で、この後にもありますが、繰越しであったりとか、また、今年度、8年度の予算にもあります。県との協議の中で、いわゆる繰越しであるとか、また次年度での実施ということもあります。

何が言いたいかといいますと、県のほうとの予算のやり取りの中ではありますが、基本的には一度県に採択されたものは、予算上、次年度にこけていくこともありますけども、必ず実施はしているという状態ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 報告第7号について、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第7号の質疑を終結します。

報告第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第8号の質疑を終結します。

報告第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第9号の質疑を終結します。

報告第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第10号の質疑を終結します。

報告第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第11号の質疑を終結します。

議案第28号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。野村安夫君。

○7番 ちょっとだけお伺いします。一般会計補正予算（第1号）について、補正予算書の17ページ、教育費、事務局費ですかね、これ。委託料2,087万8,000円、この件について具体的に説明をお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。井上教育次長。

○井上教育次長 野村議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらに計上させていただいております2,087万8,000円の設計委託料ですが、こちらは令和9年度に、学校再編に関係するものとなります。今現在、旧の吾川中学校跡地に小中一貫校の校舎等を建築する方向で進めさせていただいておりますが、既存の校舎、体育館、プールを取り壊す必要がございます。その取壊しの設計委託料として計上させていただいているものです。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 17ページ、保健体育費の学校給食費の1,500万の減額、この間の予算組んだばかりで、はや1,500万も落とすというのは、これ入札か何かあって、不用額が出たということですか。

○議長 井上教育次長、答弁。

○井上教育次長 大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

この配送車、こちらの1,500万円の減額につきましては、当初予算で共同調理場の配送車の買換えで上げさせていただいておったものです。当初予算に計上させていただいていましたときには、まだ中学校のみの再編ということで、小学校は2校残るという計画で進んでおりました。よって、今後も共同調理場は現行のところにあって、そこから給食を各学校に配送するということが継続していくというような計画でしたので、この配送車のほうが、平成16年度に購入したもので、21年が経過しております。よって、かなり老朽化が進んでおりましたので、その時点では、すみません。配送車は共同調理場に3台あるんですけども、3台とも21年経過しております。よって、老朽化が進んでいることから、順番に年度を切って新たなものに更新していこうということで、令和8年度については、まず

1 台、新たな配送車を購入したいということで上げさせていただいておったものです。

それが、今年の 3 月議会のほうで小中一貫校再編ということになりましたので、計画といたしましては、令和14年 4 月開校ということです。その学校再編が計画どおりに事が進みましたら、令和14年 4 月からは配送車は不要ということになります。よって、当初予算では 1 台分の配送車の購入を計上させていただいておりましたが、更新する必要はないと判断させていただいて、今回減額させていただいたものとなります。

以上です。

○議長 大野弘君。

○5 番 それは確かに 3 台で14年の小中一貫校ということで、まだかなり、4 年、5 年、6 年ぐらいありますので、それで、既に老朽化して21年もたっちゅうということで、傷んだら困るんで、やはり古いものは買換えをして、14年までもてば、それは一般公売とか、そういう形も取れるんだよね。やっぱり古くなって傷んでから買うとかいうのでのうて、予算も通っておりますので、やはりその現状は実行するべきと思いますが、どうですか。

○議長 井上教育次長、答弁。

○井上教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

確かに私、老朽化していると申しました。それは購入して21年経過しているところから、そのように申させていただいたんですが、走行距離につきましては10万km、ただ、今のところ、修繕等も特に必要なく、問題なく車は走っております。よって、そういったところから今のところは購入しなくても大丈夫という判断をさせていただきました。

以上です。

○議長 大野弘君。

○5 番 やはり予算を組むときには、いかに予算計上するんであつて、まだ見たら修理もする必要もないとか、そういうやつを無駄な予算計上するというのは、やっぱりよう考えてやらんと、町民の税金ですので、しっかりと予算査定も、町長、しっかりやってください。

以上です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 この 8 年度予算をつくるときはまだ中学校だけの統合というふうなことで、給食センターから各小学校や中学校に配送するというふうな予定をして予算を可決しておりましたが、3 月のほうで小中一貫校のほうに方針を変えましたので、その辺りご理解を頂き

たいと思っております。予算査定をしっかりとさせていただきます。

○議長 岡田良成君。

○6番 私は議案の31号で質問しようかと思っておりますけども、今、皆さんのほうから学校編成、中学校の問題等についての質問がありましたので、ここで質問をさせていただきますと思います。

先日の町長の諸般の報告の中で、13年度が14年度に開校すると、1年延びるというお話を聞きました。そしてまた、総合金額では100億円かかる。それが起債は25年間、補助金が78億、町の税金からは、町からの出資は、25年の償還をしたときに、28億かかると。財源には間違いはない、やっていけるんだという諸般の報告を聞いてまいりました。

その中で、昨日も副議長のほうから土地の購入問題が出たときに、私も質問させていただきました。今、私は今日の藤崎議員の質問からしても、中高一貫校でするぞというのが町長の今の話でありました。今、藤崎議員は、にもかかわらず、町長、本当やるんかよと。デメリットはどうでよという主張もありました。

というのは、今、今日の新聞にも掲載されておりましたけれども、町長の言っていることがまだ腹が据わってないんじゃないかと。そしてまた、昨日に100億かかるということになったときに、竹本議員からも教育長のほうに質問されておりました。そしてまた、議会の段々の席からは、いや、そんなかかるんだったら、これはもったいないね、また元の池川中学校、こしらえたらええねとか、いろんな議論がありました。そういうものあります。

しかし、私は、中高一貫校にしようということで腹を決めたら、やってもらべきだと。それが100億かかっても、将来の仁淀川町のためになるのか、ならないのか、よく見極めてやってもらいたい。

今もう1つ、ついで言いますけども、農本邸の問題がありました。町長は農本邸は壊すと。そしてまた、その材料を使ってここにこうするというようなあれがあったと思うんですよ。だから、私は、町長、やっぱり町長はこれから、今、仁淀川町のトップであります。町民の代表でありますので、やはりミーハーなことを言うんじゃないくて、できることはできる、できないことはできない、はっきり姿勢を示さなきゃ、今まで言ったことがころころころ変わってくるというふうに思います。

それともう1点、今、私は今朝、写真を撮ってきたんですけども、ちょっと携帯から掘り起こしをようしなかったんですが、今、中学校の全敷地の図面持っておりますけれども、私は、100億円かかるんだったら、昨日、今、教育長からプールは除いたものであるという

説明があったかのように思うんですよ。だから、ある程度ここには庁舎を造るんだと、ここには駐車場を造るんだという計画がなければいかんと思うんですよ。ただ100億円ぐらいかかるだろうということで予算化されているんじゃないと思うんです。

それから、教育委員会のほうから昨日説明ありました。工程表が出ました。何年に壊す、何年にはこうする、計画が出ていますよ。だったら、この図面の中からも、庁舎はここにこしらえたい、そして、庁舎の中には、こういう計画を持って、教室を何とかこしらえたい、だからこれから金がかかるんだというのが、元の基本的な計画がなければ、総合的な金額は出ない。

だから、今、100億円かかる根拠があるんだったら、庁舎をどこにこしらえる、どの位置にこしらえる、プールは残す、あるいは体育館はどうする、計画があるはずですよ。やはりそういうものを出していただいて、そしてまた、今日の新聞出ておりましたけども、これは検討委員会を立ち上げるというのがありますけども、私は今日の新聞見たときに、議会からも代表を出していただいて、皆さんの意見を聞いて、よりいいものを、そしてまたかからないようなもの、少しでも軽減をできる、町民に多くの方々に納得してもらうような、今までやったら予算が出してきた、これぐらいかかりますよ、議会どうですかという、手が挙がるだけ。その手前の計画にも、やっぱり議会からの代表もあったら、町長、スムーズにいきますよ。

論を申し上げましたけども、教育長、この図を見たときに、大体どこにこしらえるということが試算はできていると思うんですよ。ちょっとお願いしたいと思います。答弁。これ図面の上で説明して。どこへこしらえる。

○議長 井上次長、答弁。

○井上教育次長 失礼しました。岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、計画のところなんですけれども、今回、全員協議会でスケジュールをお示しさせていただきました。それで、スケジュールを示させていただく中で、大体今後、学校再編、校舎等建てていく中で、ざっくりどれぐらい事業費がかかるかというところもお伝えしておかないといけないのかなというところで、教育委員会としましては、業者さんに設計単価なんかをお伺いしながら、ざっくり教室の面積とか、構造がどんな構造でとかいったようなところで、町のほうで算出した金額になっております。

ですから、どこかの設計業者さんに委託をして出てきた実施設計とか、お願いして出てきた金額ではございません。よって、本当に、先日の全員協議会で申しましたが、ざっく

りとした金額で約100億というのをお示しさせていただいたものです。よって、何かしら旧の吾川中学校の用地のここに、どういう校舎を建設して、グラウンドをどこに置いてといったような計画が今あるわけではございません。

学校の配置計画というのは、予算書にございますが、補正予算書17ページの事務局費の中に業務委託料ということで243万1,000円というのがあると思います。これが、内訳といたしまして、243万1,000円のうち、旧吾川中学校校舎等解体に伴うアスベスト調査委託というので144万1,000円、そして、小中一貫校の施設の関係で、配置計画策定支援委託業務ということで99万円計上しております。これを合わせて243万1,000円になると思うんですが、この配置計画策定等支援業務委託、これで業者の方に委託して、あの敷地の中で校舎をどこに設置する、グラウンドをどこにするといったような案を何案か出していただきたいと考えております。

それを基に、7月以降に学校再編準備検討委員会を立ち上げて、その中で、来年度の基本設計、実施設計に向けて委員さんと協議をさせていただきたい。そして、その委員会で協議をしながら、地区の方にもご説明させていただいて、地区の方からもご意見を頂きたい。もちろん、その都度議会のほうにも、議員さんの皆様に全員協議会等でご説明をさせていただきたいというふうに考えております。よって、今現在、学校の配置などが明確に図面に落としたようなものはございません。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○6番 今の答弁で、とにかくまだ何も決まってないというふうなお話だと思うんですよ。だから、今、普通の企業であれば、こうやってあるから、こうするんだからこうして設計事務所に頼むと、これが普通なんですよ。

だから、今、話を聞いてみたら、100億だというのは、必ず100億ならんやろうから、何やら分からん、雲をつかむような話。予算を組んだ。じゃなくて、私は、次長、次長の頭の中で、今の今まで議論されました。この地盤的に弱い、危険なところがあるだろうと。だったら、校舎はどこに建てたいと。あるいは、グラウンド、校舎にこれぐらいの差があるはずなんですよ。それが大事だと思うんですよ。

今、私は、今朝も行って見てきました。こんな土地の購入をするという話を聞きましたけど、どこに買うんだろうか。駐車場。これの伐採して、擁壁をやって、駐車場にしたら二、三千万かかりますよ。新たに。ときに、私の思いは、今、中学校の校舎をやっている

すけども、あそこに体育館とスラブにすれば、下が空洞ですから、4階建てです、あそこは。だから駐車場もできると。

仮にここに中学校建てるんだったら、下側の川からやれば30mぐらい擁壁が要りますよ。残土入れなきゃならない。校舎はなかなか難しいだろうと私は考えるわけです。だったらここを駐車場にして、2階、3階、4階、切ったらいいわけですから、今、校舎は駐車場にする。使う用途があるんじゃないかと。利用する用途、利活用が、いうのを見てまいりました。

だから、これは皆さんが知恵を絞って、せっかくやるんだったら、町民に納得のいく税金の使い方、そしてまた、土地の購入をすると聞きまして、私はいろいろ考えました。先走った考えかも分かりませんが、谷脇旅館の跡地の問題等、今、事業をやってもなかなかもうけ出ません。今、工事しなあかんけども、商売がなくて、もうやることないから駐車場にするというふうな、切り替えていますよ。

だったら、今ここ何にするか分かりませんが、そういう問題があれば、駐車場にするとか、あるいはまた、今、中学校の再編の問題において、留学生を引き受けんかと。本川村は14人留学生来ておるということも今まで申し上げてまいりました。だから、開かれた小中学校をこしらえる。特殊な学校にする。あるいは、そこに寮にするとかね。もう少し全体像からして、仁淀川町の将来を考えるべきじゃないか。

お金というものはなかなかできませんよ。今、企業は本当に必死でやっていますけれども、もう少し課長方々についてもお金の使い道を考えていただいて、私はそういう意見もあります。

だから、みんなの意見持ち寄ってやるがために、この委員会にも議員から何人か選んだらどうですかというのはここです。だから、出来上がったものを提示するんじゃなくて、手前から話をする。大事だと思うんですよ。

町長、今、町長もいろんな岐路に立っていると思うんです。だから、私は今、町長は一番のトップですから、揺るがない気持ち、人の話を聞いた上で、こうするならこうすると信念持ってやり通す。

今いろんな話を聞いたら、100億を超えたらどうしようか、私はここにおりますよ。100億を超えるなら、町長が言うたとおり、小学校2校、中学校1校、それがいいんじゃないか。あるいは、池川に1校持っていったらいいんじゃないかと。心揺るぎますよ。しかし、仁淀川町の将来を考えて、何が正しいかということで、町民からも意見を吸い上げながら、

自分の信念に基づいて、私は、町長としての立場で、いいことは実行してもらいたい。お金が何ぼかかっても、仁淀川町の将来につながるのならやるべきです。だから、固い意思を持って、信念持って、自分のやることを実行してもらいたい。

今言うた素案があるんだったら言うてください。どういう素案を考えておったか。なければならないでいいです。

○議長 和田教育長、答弁。

○和田教育長 岡田議員さん、ありがとうございます。実は教育委員会の中で様々なシミュレーションを考えて、全国で今、小中一貫校、もしくは義務教育学校を設立して、市町村等、概算幾らかかったのかというふうなシミュレーションも繰り返して行っております。

用地についても、どこに建てたい、建てようかということも、旧校舎の活用等についても慎重に考えて、なかなかあそこは使えないだろうということ等も業者とも相談をして、じゃあどこに建てるんだ、建てたらいいだろうかということで、現在、シミュレーションを繰り返しておるところです。

業者のほうとも相談をしながらやっているところでして、具体的には、全国的な学校の設立した予算等も考えながらやっておるところで、具体的には教室数とか、そういうことも。

○議長 岡田君、勝手に進めんとってくださいよ。

○6番 いやいや、同じことや。分かった。

○議長 岡田君、あんたの質問そのものはつきり。

休憩します。

午後 0時06分 休憩

午後 0時07分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

和田教育長、答弁。

○和田教育長 答弁させていただきたいと思います。

今の校舎のあるほうに校舎を持っていくのか、体育館、調理場等を持っていくのかということを現在検討をしているところです。ただ、なかなか面積的にどうなのかということ委員会の中でも検討しているというのが現状でございます。今の校舎のあるところの面積です。

ただ、あそこをそのまま使うわけにはいかなくて、プールも解体しなければいけない。体育館も解体しなければいけない。それと、土地の高さを調整しなければいけないというところが出てきておりまして、そういうことを今、委員会の中で慎重に検討しているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長 岡田君、最後の質問ですよ。岡田君、質問許可します。

○6番 今、教育長、平たく言うたら、計画やからどうですかということの質問だったもので、当然、ありがたい答弁です。

私の提案ですけども、有効に使ったらどうですかということなんですよ。だから、今あそこに土地を買って、そこに駐車場何千万もかけるか、今の校舎の下を駐車場にして、何か使い道がないですかと、こういうような案なんです。

だから、みんなが、今、委員会の方々もどうやったら一番いいだろう、こうしたらいいだろうという議論をしてもらわないかん。しかし、その議論の前に、私も若干こういうことで前から思っておりましたことで、これは今始まったことではないです。活用するにはどうしたらいいだろうと。今、下のほうは、あるいは校舎は難しいだろうと。こういうことになれば、駐車場にしたらどうですかという案を持っているということです。やれじゃないですよ。そうしたら費用対効果はしませんか。あるいは、今もお話の中では、給食センターはここへ持ってきてたいと。今の名野川じゃなくここへ持ってきてたい。持ってきたら、車要らんから、廃車ということだろうと思うんですよ。

だから、物事は先へ先へ考えておる。だから、当然のことは、あそこへ給食センター持ってくれば、給食は楽な、中小1校になったら楽な、これは当然のことです。だから、そういう作業を読んでやっていると思うんです。

だから、今のように駐車場の問題と、それからまた一貫校にしても、先ほど申し上げましたけども、留学生を引き入れる、受け入れる、寮が要る、寮が要れば、どこにする。やっぱりそういう先まで考えて行政してもらいたい。町民のために。思います。しっかりと心して取り組んでももらいたい。要望しておきます。

○議長 片岡町長。

○町長 私のほうから3点ご説明させていただきます。

まず1点目の小中一貫校への分、岡田議員、よくころころ変わるというふうなことで、私のほうに厳しいご批判も頂いております。私は公約は、小学校は残す、中学校だけの統合というふうなことで公約を掲げておりましたが、苦渋の選択で小中一貫校にするという

ふうなことで判断しましたので、町長として、また政治家として、ご理解を頂きたいと思います。

2点目の農本邸についてでございます。農本邸は壊すというふうなことで昨日お話をさせていただきましたが、全員協議会の中で議員の皆様もいろんなご意見がありましたので、そこはすぐに取り壊しというふうなわけにはいかないというふうなことで判断しました。よって、来年3月末に取り壊し工事が完了できないことがある、それ以降の場合は、もし仮に取り壊すのであれば、測量費と工事費1,500万円が全額町の単費になることはご理解を得たいと思います。

3点目でございます。これからの小中一貫校、大崎に建てるに当たって。基本計画策定委員会というのを開くようになります。その中で、議会のほうから何名か出していただいて、議会と町と住民が一体となって小中一貫校の建設に進みたいと思います。

以上でございます。議会のほうの代表を、議会からの代表ということでございますので。ありがとうございます。

○議長 暫時休憩します。

午後 0時13分 休憩

午後 0時14分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号について、ほかに質疑はありませんか。古田君。

○4番 ありがとうございます。今の小中一貫校で100億円かかるということで、今、岡田議員からいろいろな質問がなされたところなんです、確認です。100億円というのはあくまでも概算ということで、目安として提示したものであると。そもそも施設のどこに何を、施設を配置するかというのは、お子さんの教育方針ですよね。どういう子供たちを育て、どういう教育を提供するのかによって、施設の配置、立てつけなどはやはり大きく変化する。よって、教育方針が決まらなければ、配置も決まらず、よって、金額も確定はしないという理解で合っていますかということが1点。

そしてもう1点目は、学校に関することですから、中心には子供たちがいるべきであるというふうに私は考えています。それは教育委員会さんも子供たち中心で、子供たちのために、子供たちを中心として教育はどうあるべきかということが一番の基本として全てを考えるというような方向性なのかどうか。

以上2点、確認でございます。

○議長 執行部の答弁を求めます。井上教育次長、答弁。

○井上教育次長 古田議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のご質問なんですけれども、先日、全員協議会でお示しさせていただきました約100億という金額につきましては、数年前に三十何億という建設にかかる費用というのをお示しさせていただいたことがあると思うんですが、それ以降、人件費とか物価高騰等で、概算です。ざっくりの金額になっております。ただ、本当概算なんですけれども、これぐらいの費用がかかる可能性があるということを議員の皆様にもちょっとお示ししておいたほうがいいかなというところで、先日前お話しさせていただきました。

今後は、学校の規模とか、あと教室とか、学校の配置とか、そういったようなものは、業者のほうに委託して、先ほど申しました99万円の委託料で配置計画策定等委託業務ということで業者のほうに委託しまして、そこで学校の配置なんかの案を何案かつくってもらいます。それなんかを用いて、7月以降に学校再編検討準備委員会のほうにかけさせていただいて、基本計画というのを策定いたします。その基本計画等に基づきまして、来年度、基本設計、実施設計の委託業務を行います。流れ的にはそういったような形になっております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。古田君。

○4番 質問の答えにちょっとなってないようなので、言いたいことは、要は子供を中心に全てを考えてくださってるんですよねと、その考え方で合ってますかということです。

以上です。

○議長 教育次長、答弁。

○井上教育次長 お答えさせていただきます。

当然、教育委員会としましては、仁淀川町の子供の皆さんの教育に、皆さんがしっかり学べるような教育というのを目指して、学校再編に臨みたいと思っております。その中で、当然、協議をしていきます。学校の先生、あと保護者の皆様等とも協議をしながら、どのような学校にしていくかというのをつくり上げていきたいというふうに考えております。当然、子供ファーストというところでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 議案第28号について、ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○9番 すみません、別件です。15ページの林業振興費です。真ちゅう看板取付工事費10万円と、業務委託料50万円となっていて、何か取付工事の割に業務委託料50万円が大きい

ように感じたので、どのようなものをまず取り付けるのかとか、場所、期間とか、場所代は別でかかるんじゃないかとか、ちょっと詳しい説明をもらえたらと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。奥田農林課長。

○奥田農林課長 議長、すみません、ご説明をさせていただく前に少し資料をお配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長 どうぞ。

○奥田農林課長 すみません、資料をよろしくお願いします。

○議長 農林課長、答弁。

○奥田農林課長 先ほどの藤原議員のご質問にお答えしたいと思います。今お手元にお配りしました資料を見ながら少し説明を聞いていただけたらと思います。

まず、この委託料と工事請負費に関しましては、現在、三菱地所株式会社様が東京・有楽町駅前の有楽町ビルと新有楽町ビルの解体に取りかかっておられます。その土地が約1haございます。この土地に、次の開発が始まるまでの3年間、YURAKUCHO PARKというものを開設されるようになっております。このパークは、日本カルチャーを世界に発信する拠点として、見るだけでなく、感じるカルチャー、ここでしか体験できない空間の提供を目指すパークでございます。日本カルチャーと国産材を東京の玄関口から世界へというようなコンセプトで取り組まれておられます。

それを全国の自治体に紹介されたものでありまして、本町からも町産材100%のベンチを設置させていただきたいと。そして、ベンチの設置だけではなくて、そのベンチの横に様々な情報を発信できる看板というものを設置させていただく予算となっております。

委託料に関しましては、この材を製材して、加工もして、全て東京まで送り込むというまでの委託料となっております。あとは向こうのほうで業者が、三菱地所のほうが立ち上げるというような形となっております。この事業はほかにウッドデッキとか、地域の果木の植栽とか、芝生の整備というようなところも全国の自治体に投げかけていますけども、うちとしてはこのベンチ1つということで、予算化を何とかよろしくお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第28号の質疑を終結します。

議案第29号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第29号の質疑を終結します。

議案第30号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第30号の質疑を終結します。

議案第31号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○1番 この過疎地域持続的発展計画の計画案の変更ですけれども、全員協議会でも申しましたが、町長は昨年の選挙で、小学校は残し、中学校のみを統合するとの公約で当選をされた。正直言って、町長に、その考えに賛同して投票された町民は多くおいでだと思います。その方々にこの変更をどのように説明されるのかということをお聞きしたい。

そして、14年に小中一貫校にするという案ですけれども、学校が14年度にできて、全町の児童生徒を集めても、中学生が独自で部活ができるような人数ではないというふうに予測します。全国で行われている山村留学といったようなもののお考えはあるのかどうか。この2点をお聞きします。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 また教育委員会と一緒に、小中一貫校になる説明のほうは私も一緒に、説明をする際に一緒に行きたいと思っております。

議会のほうでも何回か、先ほどもお話しさせていただきましたが、児童数の減少や教育環境の変化、あと発達障害の子供さんたちに対応するために、なるべく早い機会に小中一貫校をする必要があるというふうなことで、私のほうは3月議会で方針の変更をさせていただいたということで、先日の広報にも私の思いを掲載させていただきましたので、同じ内容ではございますが、そちらのほうを小中一貫校の説明する冒頭に再度住民の皆様へ直接私のほうから説明をさせていただくというふうなことを思っております。

あともう1点、山村留学の関係で、やはり魅力的な小中学校をつくることによって、山村留学の可能性もありますので、これから教育内容のほうを詰めていきますので、そこも当然、積極的な山村留学というふうなことであつたら、空き家の対策とか、そういうふうなこともあります。やはりそういうふうな何らかの、全国から仁淀川町のほうに注目をしていただけるようなものは、教育長のほうと相談しながら努めていくような、まだ具体的にどうのこうのということは今は差し控えさせていただきますが、そういうふうな思い

はございます。ありがとうございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第31号の質疑を終結します。

議案第32号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第32号の質疑を終結します。

議案第33号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第33号の質疑を終結します。

議案第34号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第34号の質疑を終結します。

同意第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第4号の質疑を終結します。

同意第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第5号の質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

午後 0時28分 休憩

午後 0時39分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、これより討論・採決を行います。

報告第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第4号、専決処分の報告について（仁淀川町税条例の一部を改正する条例）は原案どおり承認されました。

報告第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第5号、専決処分の報告について（仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例）は原案どおり承認されました。

報告第6号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第6号、専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案どおり承認されました。

報告第7号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって、報告第7号、専決処分の報告について（令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第9号））は原案どおり承認されました。

報告第8号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第8号、専決処分の報告について（令和7年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））は原案どおり承認されました。

報告第9号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第9号、専決処分の報告について（令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第4号））は原案どおり承認されました。

報告第10号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第10号、専決処分の報告について（令和7年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第4号））は原案どおり承認されました。

報告第11号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第11号、令和7年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告については原案どおり承認されました。

議案第28号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって、議案第28号、令和8年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第29号、仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第30号、令和7年度道路メンテナンス事業町道大崎線（川口橋）橋梁補修工事請負契約の一部変更については原案どおり可決されました。

議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって、議案第31号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更については原案どおり可決されました。

議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第32号、財産の取得について（令和7年度（繰越）仁淀川町自走式仮設水洗トイレカー購入事業）は原案どおり可決されました。

議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第33号、財産の取得について（令和8年度仁淀川町建設課ダンプトラック購入事業）は原案どおり可決されました。

議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第34号、財産の取得について（令和8年度仁淀川町教育用iPad購入事業）は原案どおり可決されました。

同意第4号については、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、同意第4号、教育委員会委員の任命については原案どお

り同意されました。

同意第5号についても、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、同意第5号、農業委員会委員の任命については原案どおり同意されました。

以上で討論・採決を終了いたします。

日程第4、発議第3号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める決議についてを議題といたします。

お手元に発議書がございます。

発議第3号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第3号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第3号については、原案のとおり可決されました。

字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元の配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定いたしました。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 0時50分 休憩

午後 0時50分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本会期の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。これで令和8年第3回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。どうも皆様、ご苦労さまでございました。

午後 0時51分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員